

氏名	LEGO, JERA BEAH HARDER (レゴ, ジェラ ベヤ ハーダー)
学位の種類	博士 (学術)
学位記番号	甲 第 192号
学位授与年月日	2016年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	Constructing the Refugee Category in Southeast Asia: Sovereignty, Governmentality and Ambiguity (東南アジアにおける難民カテゴリーの構成: 主権、統治性、曖昧さ)
論文審査委員	主査 上級准教授 シャーニー ジョージアンドレア 副査 教授 千葉 眞 副査 教授 新垣 修

---

## 論文内容の要旨

ジェラ ベヤ H. レゴ氏の博士論文は、英語で執筆され、東南アジアにおける難民カテゴリーの構成を研究課題として措定したものである。

東南アジアのリージョン内では、何百万もの難民や亡命申請者が生み出され、かつ受け入れが生じている。そうした状況にもかかわらず、各国別あるいはリージョン規模における難民の認識と理解のための研究上のフレームワークを欠いている。本博士論文では、難民の置かれた曖昧な社会的・法的位置づけを問題化し、研究上、難民というフレームワークが存在しない中で難民カテゴリーの構成の可能性を検討している。主要な検討課題は以下の3つである。第1に、難民を、避難民や強制移住者といった他のカテゴリーと峻別するための実際の方法や仕組みがあるとすれば、それはいったいどのようなものなのか。第2に、そのような実際の方法や仕組みがあるとすれば、それはより上位のいかなるスキームやプログラムの一部なのか、そしてまたそれらのスキームやプログラムの合理性はどこにあるのか。第3に、これらの方法や仕組みやプログラムは、ポスト植民地期の東南アジアにおける統治の実際を理解する上でどのような意味を持つのか。本論文は、これらの課題を検討する際に、ミシェル・フーコーのいうところの「統治性」(gouvernementalité; governmentality)の概念を、ポスト植民地期の文脈において方法概念として使用した。その際、カール・シュミット、ジョルジョ・アガンベン、パルタ・チャタジーなどの議論をも参照することで、「ポストコロニアルの統治性」として再構

成し、東南アジアのポスト植民地期の考察に適用しようと試みている。

本論文は、より具体的にはマレーシアとタイにおける1980年代以降の難民受け入れの問題を扱っている。第3章では、1980年代以降のミャンマー難民と亡命申請者のケースを取り上げ、基本的な支援を行う仕組みについて、以下の3つの事例に注目して分析を行った。第1にマレーシアの都市部に生活する難民を取り巻く環境、第2にミャンマーとタイの国境付近の難民キャンプに暮らす難民、第3に2015年5月に発生した「ボート・ピープル危機」に見られるようなボートによる国外脱出により他国による受け入れを求める難民を取り上げた。第4章ではタイの難民受け入れの問題を扱っており、カンボジアとラオスからの難民の国内流入の問題、さらにはタイとミャンマーにおける宿年の国境管理の歴史や現状について詳細な分析がなされている。

これらの事例分析を通して、国連難民高等弁務官 (UNHCR)、関係各国当局、そして非政府組織 (NGO) により、補完しあいながら、あるいは競合しあいながら実施される政策やプログラムの結果として、難民カテゴリーが構成されることを明らかにする試みがなされている。UNHCR は、難民人口を統計的に把握することを目指し、ミャンマーからの難民を、難民を統治するためのグローバル・プログラムの一部に取り込もうとする。他方、難民コミュニティ組織を含む NGO は、UNHCR が提供できないような支援や援助を提供しようとする。その過程で、NGO は主体的に難民カテゴリーの認定にも関わることになる。しかしながら、こうしたプログラムは、国家による意図的に曖昧な戦略と競合したり、あるいはその戦略を掘り崩したりすることになった。国家の戦略は、強制帰還、第三国定住、あるいは後日の本国送還などのように、領土内部で難民の数を削減し消滅させることを目的としていたためである。一方におけるこうした国家戦略と他方の UNHCR や NGO の試みとの間には大きな齟齬がみられた。これらの国家の戦略と目的は、国家の UNHCR に対する曖昧かつ緊張ある態度を示すものでもあった。以上をふまえ、本研究では、ポスト植民地期東南アジアの統治性とは、不安定な主権と不平等な統治性、そして、それらの結果でもありそれらを飼いならすための手段でもある管理された曖昧さという、3つの特徴を保持することが明らかにされている。

本論文の目次は次のようである。第1章「イントロダクション」、第2章「これまでの研究成果レビューと本論文の理論的フレームワーク」、第3章「ポスト植民地のマレーシアにおける難民」、第4章「ポスト植民地のタイにおける難民」、第5章「東南アジアにおける難民規範および「新たなボート・ピープル」問題」、第6章「要約と結論——主権、統治性、曖昧さ」。

## 論文審査結果の要旨

(1) 学位論文の審査は、ERB I 247 室において 2016 年 2 月 9 日(火)12 時 40 分に始まり、13 時 50 分に終了した。論文審査委員会は、専門分野が異なりつつも相互補完の役割を期待できる 3 名の教員で構成された。人間の安全保障への批判的アプローチを試みてきたジョージアンドレア・シャーニー上級准教授が主査をつとめ、さらに国家なき人びとの境位に焦点を当てた国際法の研究を遂行してきた新垣修教授、平和研究とアーレント研究にとくに焦点を当てた政治思想研究に取り組んできた千葉眞教授が審査委員会に加わった。

レゴ氏の博士論文中間報告の審査は、2 年ほど前、ERB I 347 室において 2014 年 2 月 5 日(水)16 時 30 分から 17 時 40 分まで行われた。それ以降、レゴ氏は博士論文草稿のさらなる執筆とアンケート調査と改善につとめ、今回の最終審査に臨んだ。

(2) 初めに主査のシャーニー委員から本論文の要約の要請、さらにはそのオリジナルな貢献と意義についての問いがあった。これに応じる仕方で、レゴ氏の方から本論文の分析と議論の要約、さらにはオリジナルな貢献と意義についての説明がなされた。後者に関しては、第 1 に従来の東南アジア諸国(本研究の対象であるマレーシアとタイを含む)における難民問題研究との比較において、本論文はフーコーの「統治性」概念から着想を得た「ポストコロニアルな統治性」概念を分析と考察のフレームワークとして使用することで新機軸を出したとの説明があった。さらにシャーニー委員からは、なぜ東南アジアを研究対象にしたのかという問いがあったが、それに対して EU などの他のリージョンに比べて東南アジアには難民保護のための法的フレームワークが十分に発達していない面があり、さらにマレーシアとタイは東南アジアでも最大多数の難民が入国を求めている国々という事情があるとの説明がなされた。「ポストコロニアルな統治性」ということで使用されているアガンベン「ホモ・サケル」(*homo sacer*)の概念は、東南アジア諸国以外の他のリージョンにも適用可能であるのではないかと、とのシャーニー委員の指摘があった。

次に新垣委員からは難民受け入れに関する専門的な見地から、第 5 章について「難民規範」とは何か、またそれが東南アジア地域でどのような位置づけにあるのかという質問がなされた。これに対してレゴ氏からは、「難民規範」とは難民保護に関する規範であって、一例はノン・ルフールマン原則であるが、東南アジア地域諸国は関連条約に加入しておらず、「難民規範」は有効ではないとの応答があった。これに対し新垣委員より、たとえ条約に加入していなくとも、国際慣習法上の原則であれば、諸国はそれに対応することが期待されているとの指摘がなされた。また同委員は、政府の公的文書や外交文書、判決などに国際法原則との一致(あるいは不一致)の証拠を見出す方法

があるが、そのような実証的調査は行ったのかどうかと質問した。レゴ氏からは、そのような実証的調査はしていないとの回答があった。さらに新垣委員からは、サラ・デイヴィースの業績への本論文の依拠に関して、彼女の见解に同意していない箇所が第5章でははっきり表現できていないのではないかという問いがあった。レゴ氏はデイヴィースとの见解との違いがあることを指摘し、とくにそれは「難民規範」が制度化されていない点だと応答し、ただそれを169頁で指摘した。しかし、十分に明確に表現しきれていなかったとレゴ氏も考えるとの回答であった。さらに新垣委員からは、ミャンマーの事例研究が第5章に配置されているのは適当ではないとの指摘もあった。これについて、レゴ氏もその通りであると思うと返答した。

千葉委員からは、本論文におけるフーコーの統治性を適用した理論的フレームワークは興味深いものがあり、東南アジア諸国の難民問題を考える上で示唆にとむ博士論文で高く評価できるとの指摘があった。ただし、元来フーコーの場合、否定的な意味合いで使用された統治性概念が、本論文のポスト植民地期の東南アジアの難民問題政策においては多少とも積極的意味合いで使用されているという印象が残ったとの指摘に対して、レゴ氏は「例外状況」や「ホモ・サケル」といった概念には批判的含意をもたせたつもりであるとの回答があった。また千葉委員からはフーコーの使用した「統治性」とそれを再構成した「ポストコロニアルな統治性」との差異、ならびに後者の概念のたとえば植民地化を経験しなかったタイへの適用の妥当性が、十分に明確に議論されていないのではないかという指摘に対して、タイの場合でも統治性の様相には類似したものがあることは否定できないとの応答がなされた。千葉委員からは、統治性とポストコロニアルな統治性の相違や後者の適用の妥当性の問題について、第1章と第6章でももう少し精緻な議論が必要であると思うとのコメントがなされた。

(3) 論文審査口述試験の後、引き続いて審査委員会を行なった。委員会はマイナーな改訂が必要な諸点を確認した。そして委員会は、本論文が基本的に博士論文に値する研究であること、東南アジア諸国の1980年代以降の難民受容問題に関する優れた研究であり、さらに独自の興味深い論点視点や理解が示されていることを確認し、博士論文審査に合格と判断した。